

ミニ陸上教室で一緒に走っていた子や学童保育所で将棋の対局をした子が立派な青年に成長し、今回の参議院議員選挙に参加しました。全国初の18歳選挙と注目された日野町長選挙は、無投票となり行われませんでした。若い世代の皆さんが日野町の担い手として将来を考え行動されるきっかけとなったと思います。選挙の前に町内各所で街頭から訴えさせていただいたとき、19歳の青年が夕暮れの集会所前に出てきてずっと演説を聴いてくれました。若者が政治に関心をもつことは良いことです。

今年の流行語大賞に選ばれた「SEALDS(シールズ)」(自由と民主主義のための学生緊急行動)の若者は、国会前での集会、参議院選挙での宣伝など憲法違反と指摘される安全保障法制反対の運動を大きくリードしました。彼らの演説の主語は「私は…」。「僕は…」、何が本物かわかりにくい「バーチャルな社会」で個人を明らかにして訴えたは、風は変えられない」傍観者

でなく主権者となって活動する彼らの勇氣に敬服します。こうした若者をはじめ若いママさん、学者や法律家も立ち上がり「立憲主義を取り戻そう」の世論がひろがり、野党共闘結成の大きな力になりました。参議院選挙の結果は「改憲勢力が2/3を確保」となりましたが、野党共闘が効果を発揮したことは間違いありません。3・11の被災地やTPPの影響を受ける農業県である一人区の福島、宮城、岩手、山形、新潟をはじめ日野古の基地建設反対の世論が高まる沖縄などで野党が議席を得ました。

今年も平和を誓う夏8月を迎えました。そして、憲法制定70年の記念の年です。二度と戦争をしないと誓い平和の歩みを続けてきた歴史を逆戻りさせてはなりません。平和主義、国民主権、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法は世界に誇るものです。憲法のすべての条項を実践し、誰もが幸せになる自由で平和な社会を実現するために力を合わせましょう。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得 状況届出をお忘れなく!

対象となる方には、届出書類を送付していますので、必ず期間内に提出してください。

お知らせ：ひとり親家庭のみなさんを対象に、年に3回(6月、10月、2月予定)、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、役場福祉課までお申し込みください。

県の支援員等がひとり親家庭を対象とした相談に応じます!

仕事のこと、子どものこと、貸付金のこと、その他生活していくうえで困っていることがあれば、お気軽にご相談ください。

記

相談日時：8月8日(月)・8月23日(火) 両日とも、午前10時から午後3時まで
場所：日野町役場 福祉課

その他：できる限り事前にご予約をお願いします。相談者が多い場合は、お待ちいただくことがあります。

◆問い合わせ先

福祉課 子ども子育て支援担当
07481526573

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給条件	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父 ◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中程度以上の障がいを持っている子どもを養育している父もしくは母 ◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体又は精神に中度以上の障がいがある20歳未満の方
手当額	●全部支給 月額42,330円●一部支給 月額42,320円～9,990円●2人目の子ども…上記金額に5,000円～10,000円を加算●3人目以降の子ども…1人につき3,000円～6,000円を加算	子ども1人あたり ●1級(重度) 月額51,500円 ●2級(中度) 月額34,300円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以上ある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定以上ある場合は手当が支給停止となります。
届出期間	現況届 8月1日(月)～8月31日(水)	所得状況届 8月12日(金)～9月12日(月)

— 住み慣れた地域で安心した生活を —

高齢者の在宅生活を支援しています

町では、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者の方への生活支援に取り組んでいます。ここでは、そのための主な事業を紹介いたします。



配食サービス事業

栄養バランスの整った食事（昼食・夕食）をお届けし、配達時に本人の安否を確認（昼2回・夕1回）します。

対象者

満65歳以上の独居の方で、栄養バランスの取れた食事の摂取が難しく、定期的な見守りが必要な方。

利用料

食材料費として、1食514円（おかずのみ1食462円）

※配食は、社会福祉法人わたむきの里福祉会に業務委託しています。配達日などは、ご相談に応じて決定します。（土日祝日、年末年始を除く）

緊急通報システム運営事業

緊急通報装置を設置（貸与）し、緊急事態の発生時の安否確認や救急搬送などに24時間・365日体制で対応します。

対象者

満65歳以上の独居の方で、緊急対応が必要となる慢性的な疾患がある方。

利用料

なし

万一の場合、緊急通報を日野町緊急通報受信センターにおいて受信し、必要時には、利用者宅に救急車が出動します。

※受信センターの設置・運営は、大阪ガスセキユリティサービス㈱に業務委託しています。

※電話回線の種類によっては、装置を設置できないことがあります。



介護保険負担割合証を送付しました

要支援、要介護認定を受けている方全員に、7月中旬に「介護保険負担割合証」を送付しました。

介護保険負担割合証とは、介護保険サービスの利用者負担割合（1割または2割）が記載された証明書のことです。

介護保険サービスを利用する際には、この介護保険負担割合証が必要となり、サービス事業者は、この介護保険負担割合証をもとに、利用者の負担割合を確認します。

なお、介護保険負担割合証は、毎年7月に介護保険の要支援・要介護認定者の方全員に交付します。

介護保険負担割合証	
交付年月日	平成 ××年×月×日
番号	01234567
住所	滋賀県蒲生郡日野町○○番地
フリガナ	ヒノ タロウ
氏名	日野太郎
生年月日	昭和××年×月×日
性別	○
年齢	××歳
開始年月日	平成××年×月×日
終了年月日	平成××年×月×日
負担割合	253831
保険番号並びに保険者名称及び印	日野町

※負担割合証は、白色です。

（ご自身の負担割合（1割または2割）が記載されています。）

問い合わせ先 ◆ 介護支援課 介護支援担当 ☎0748-52-6501

さあ 運動をはじめよう！

ワンポーズヨガ 前屈のポーズ

効果 ● 老化防止 ● 疲労回復

- 腰を強化 ● 膀胱経を強化
- 脚の疲れやむくみを取る

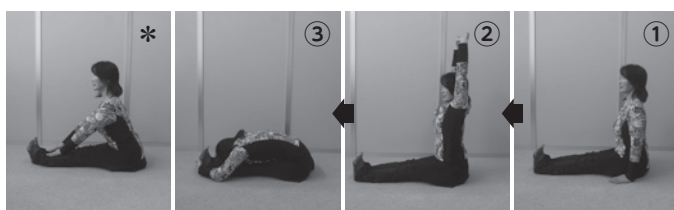
やり方

①両足を伸ばしてそろえて座ります。

②息を吸いながら背筋を伸ばし、ゆっくと息を吐きながら上半身を前に倒していきます。お腹を伸ばして、腰から徐々に前に倒していきます。

③両手で足裏をつかみます。（その姿勢のまま3～5呼吸）

* 身体の硬い人は、背筋を伸ばしてお辞儀をするように倒しましょう。



☆ワンポイントアドバイス

お尻の下に座布団や折りたたんだバスタオルなどをはさむと座りやすくなります。



紹介したのは…
介護予防事業講師
運動指導士：
三浦 貴子 さん